

船舶の抹消登録申請

船舶法第 14 条第 1 項
(総トン数 20 トン以上の日本船舶)

【申請対象者】

船舶所有者（又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士）

【提出時期】

抹消登録すべき事実が発生した日から 2 週間以内

【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書〔申請様式第 3 号〕

【添付書類】

海外売船による 国籍喪失の場合	解撤の場合	沈没、滅失の場合	改測の結果 20 トン未満で あることが判明した場合
<ul style="list-style-type: none">・ 売買契約書、譲渡契約書の写し※海上運送法第 44 条の 2 の規定により届出を要する船舶の場合、売買契約書等に代えて海外譲渡に伴う届出書(写)を添付する。・ 引き渡しに関する書面の写し・ 輸出許可通知書の写し	<ul style="list-style-type: none">・ 地方運輸局、運輸支局等が発行した解撤証明書等	<ul style="list-style-type: none">・ 船員法第 19 条の規定による報告書(海難報告書)の写し(当該官庁の証明を得たもの)	<ul style="list-style-type: none">・ 改測を行った管海官庁が交付した通知書

・ 上記以外に、返信用封筒及び切手（法務局発行嘱託書副本(登記済証)を希望する場合に限る）

【手数料】

・ 登録手数料（抹消）（船舶法施行細則第 48 条）

6, 700 円

※所定の様式〔手数料様式第 1 号〕に収入印紙を貼付

※証明書は発行されませんので、必要な方は、別途、登録事項証明書を請求してください。

【申請先】

最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）
又は、運輸支局（事務所）